

【業務ガイドライン】

「令和2年11月 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定に対するご質問

NO	対象ページ	質問事項	回答
1	P49 他	10) 配置予定技術者の業務実績等に関する要件について「予備設計」や「詳細設計」の実績を求められた場合、「予備修正設計」や「詳細修正設計」が要件に該当するか。	設計業務と修正設計業務は原則別のもと考えております。
2	P51 他	12) 手持ち業務量に関する要件について手持ち業務量の算定についてはガイドラインP51等に記載があるが、複数年契約の場合の考え方はどのように考えるべきか。	複数年契約に関しては、ガイドラインP52 等に記載があるとおりです。
3	P57他	6) 技術者の幅広い取り組み姿勢 ②新技術の活用実績を証明する資料について 「新技術活用計画書・実施報告書（NETIS番号末尾「-VE」の新技術については、新技術活用調査表の提出がないため、調査職員等に提出した書類など実績を証明できる関係書類）の写しを提出すること。」とある。「新技術活用調査表」の代わりとなる“調査職員等に提出した書類など”とは具体的にはどのようなものか。	調査職員等に提出した書類などについては、活用実績が判断できる「業務計画書」、「打合せ簿」や「承諾簿」、活用状況が記載された「報告書」等が考えられます。
4	P58他	6) 技術者の幅広い取り組み姿勢 ③学会誌などへの投稿の実績について 投稿の内容について、土木コンサルタント業務等の内容に関連する論文等とあるが、「土木の魅力発信」「働き方改革」「若手技術者の育成」「女性の進出」等の業界全般にわたる内容の投稿は評価されるか。	「土木の魅力発信」「働き方改革」「若手技術者の育成」「女性の進出」等の業界全般にわたる内容の投稿については、土木コンサルタント業務等の内容に関するものであれば対象となります。
5	P58他	6) 技術者の幅広い取り組み姿勢 ③学会誌などへの投稿の実績は、公示日より過去2年間とある。 しかし冊子によって次月号がその前月に発行されたり、発売日と裏表紙にある発行年月日と隔たりがあったりする。実績を証明するために添付する写しについて、公示日を基準とする場合は冊子の発行年月日とするとか、表紙で判断する場合は公示日から過去2箇年以内の月間を含む又は含まない等、判断できる基準を示して頂きたい。	発行年月日が基準となります
6	ガイドライン P-101	「令和2年11月 建設コンサルタント業務等・・・ガイドライン改定の概要」（PPT資料）の p.5の表現と、「・・・ガイドライン」p.101の表現が異なるがどちらが正しいか。	ガイドラインを差し替えの上、修正させていただきます。
7	P101	本年5月に発表された「当面の工事及び業務における事務の執行について（中部版コロナスペシャル）」においても、今回の改訂ガイドラインにおいても技術提案書の評価を“実施方針のみ”で行われることとなっている。発注者支援業務等における実施方針の「評価の着目点」は改訂ガイドラインが適用されるのか。	発注者支援業務は市場化テストの対象となっているため、本省・内閣府で手続きが進められており、現在のところ検討中とのことです。

**【業務ガイドライン】**

「令和2年11月 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定に対するご質問

NO	対象ページ	質問事項	回答
8	P171~P174	業務成績に関する補足説明について 平均点の算出方法は、テクリス登録業務分野の先頭3番目までに該当する同一の業種区分で算出するルールとなっている。 複合業務においては、土木関係建設コンサルタント業務と他の3業種（測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）のいずれかもしくは複数業種を行う場合もあるため、このような算出基準を適用していると思われるが、業種区分が補償コンサルタント業務においては、他業種の点数を反映しない算出基準と解釈してよいか。	補償関係コンサルタント業務の業務成績平均点は、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づき通知されている補償関係コンサルタント業務の業務成績を使用し算出するものとしています。 なお、業務成績平均点の算出方法は、各入札説明書に記載しています。
9	全般	今回の改訂されたガイドラインは、発注者支援業務等（道路、河川・ダム、都市公園）も適用対象業務となるのか。	発注者支援業務は市場化テストの対象となっているため、本省・内閣府で手続きが進められており、現在のところ検討中とのことです。